

令和7年度鳥栖市介護予防事業仕様書  
(TOSUSHI 音楽サロン業務)

1 目的

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号の規定に基づき、鳥栖市内のまちづくり推進センター及び町区の公民館において、音楽療法の手法を用いて、音楽を聴く、歌をうたう、音楽を奏でる等の「音楽活動」と「身体活動」等を意図的、計画的、継続的に実践することにより、心身の健康保持及び増進につなげ、要支援・要介護状態になる事を予防する。

また、「音楽活動」を通して生きがいや仲間づくりに結びつけることで閉じこもりの予防や社会性の拡大を図る。

2 用語の定義

(1) 利用者

鳥栖市に住所を有する65歳以上の者で、本事業へ参加する者。

(2) 事業者

本事業を受託する事業者のことをいう。

3 履行予定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 契約上限額

2,145,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 実施体制等

(1) 「介護予防マニュアル【第4版】(令和4年3月改訂)」を参考に、効果的な事業実施が可能な体制を整えること。

(2) 事業者は教室を担当する職員に対し、介護予防に資する研修会を積極的に受講させるものとし、本事業全体が利用者の自立した日常生活を支援する一連のものであるとの認識のもと、職員相互が常に情報を共有し、効果

的な事業実施に努めるものとする。

- (3) 事業者は、市からの要請に対し、臨機応変かつ迅速に対応できる体制であること。

## 6 事業内容等

### (1) 【まちづくり推進センターでの教室】

教室概要（全24回 3回×8会場） 全教室13時半～15時半

#### ① 会場及び日程

会場	日程	曜日
麓まちづくり推進センター	6月4・11・18日	毎週水曜
基里まちづくり推進センター分館	7月7・14・28日	毎週月曜
若葉まちづくり推進センター	8月6・20・27日 ※8月13日は休み	毎週水曜
田代まちづくり推進センター	9月5・12・19日	毎週金曜
旭まちづくり推進センター	10月14・21・28日	毎週火曜
鳥栖まちづくり推進センター分館	11月7・14・21日	毎週金曜
弥生が丘まちづくり推進センター	12月4・11・18日	毎週木曜
鳥栖北まちづくり推進センター	1月8・15・22日	毎週木曜

② 実施人数：1回の教室あたりの人数制限は設けない。

(市で事前申込を受け付けるが、教室開始後の途中参加も可能とする)

### (2) 【通いの場での出前講座】年間41回程度。

#### 講座概要

- ① 通いの場を実施している各町区の公民館や集会場等へ出向いて行う教室であるため、1回あたり60分～90分程度、1回あたり10～30人程度の利用者数が想定される。
- ② 事業を行う場合においては、令和4年3月改正「介護予防マニュアル【第4版】」に基づいて実施すること。
- ③ 通いの場の実施予定日は以下の通りである。(通いの場の要望等によって、今後日程が変更になる可能性がある)

《通いの場の出前講座予定日》

	場所	予定【R7年度】	曜日	時間
1	立石町公民館	4月18日	金曜日	13：30～
2	原町公民館	4月22日	火曜日	9：30～
3	田代外町公民館	4月24日	木曜日	10：00～
4	柳区公民館	5月15日	木曜日（第2木曜日不可）	10：00～
5	本通町公民館	5月21日	水曜日	13：30～
6	田代外町住宅公民館	5月30日	金曜日	10：00～
7	蔵上公民館	6月4日	水曜日	9：30～
8	本町会館	6月13日	金曜日	9：30～
9	東町公民館	6月19日	木曜日	10：00～
10	曾根崎町公民館	6月24日	火曜日	10：00～
11	真木町公民館	6月28日	土曜日	10：00～
12	中央区会館	6月30日	月曜日	10：00～
13	西田町公民館	7月2日	水曜日	10：00～
14	田代新町・田代上町共同公民館	7月3日	木曜日	10：00～
15	今町公民館	7月7日	月曜日	10：00～
16	儀徳町公民館	7月10日	木曜日	10：00～
17	桜ヶ丘町公民館	7月31日	木曜日	13：30～
18	一本杉区公民館	8月2日	土曜日	9：30～
19	田代昌町公民館	8月4日	月曜日	10：00～
20	田代新町・田代上町共同公民館	8月25日	月曜日	10：00～
21	飯田町公民館	8月27日	水曜日	10：00～
22	今泉町公民館	9月2日	月1回第1火曜日	9：30～
23	平田町公民館	9月11日	木曜日	13：30～
24	古賀団地公民館	10月2日	木曜日	10：00～
25	高田町公民館	10月15日	水曜日	9：00～
26	田代本町公民館	10月30日	木曜日	10：00～
27	西新町公民館	11月19日	水曜日	10：00～
28	下野町公民館	12月15日	月曜日	13：30～
29	山都町	12月19日	金曜日	10：00～
30	弥生が丘東区公民館	12月23日	火曜日	10：00～
31	江島町公民館	12月25日	木曜日	10：00～
32	松原町公民館	1月19日	月曜日	13：30～
33	藤木町公民館	1月21日	月1回第3水曜日	10：00～
34	姫方町公民館	1月26日	月曜日	13：30～
35	永吉町公民館	2月26日	木曜日	10：00～
36	原古賀町公民館	3月3日	火曜日	10：00～
37	弥生が丘中央区公民館	3月5日	月1回第1木曜日	9：30～
38	加藤田町公民館	3月7日	土曜日	10：00～
39	宿町公民館	3月17日	火曜日	13：30～

### (3) カリキュラム等

- ① 本事業が効果的なものとなるよう、プログラム等の内容を工夫し、かつ、参加者が意欲的に取り組めるよう、わかりやすい説明や楽しんで参加できる要素を取り入れること。
- ② 講話と実技を適切に組み合わせて実施し、教室終了後も日常生活の中で継続できる内容に工夫したプログラムであること。
- ③ 地域での活動を促進するため、自主活動支援に向けた内容を取り入れること。
- ④ まちづくり推進センターでの教室前後・各通いの場での出前講座終了時にはアンケート（基本チェックリストの「口腔機能」「閉じこもり」「物忘れ」「うつ」等の内容を把握できるもの）を実施し、参加者の状況を把握し教室の評価を行うこと。
- ⑤ より多くの参加者を見込める内容とする、もしくは事業の内容をより多くの住民に PR できるよう創意工夫を行うこと。  
例：電子媒体（SNS 等）を利用する、事業の効果がわかるチラシ・新聞を作成する等

### (4) 事業の流れ

事業者は、次の流れに従い事業を実施すること。

- ① 鳥栖市は、事業者に対し、利用者の基本情報を提供する。
- ② 教室開催にあたっての準備、受付、撤去等作業は、市が指定する施設の責任者と協議の上、事業者が実施すること。
- ③ 教室修了者に対し、修了証を交付すること。
- ④ 利用者の身体状況に合わせた運動実践とし、疼痛の発症や症状の悪化を来たさないように十分に注意を払うこと。

## 7 講師の資格要件

主任講師、講師それぞれ 1 人以上の配置とし、資格要件は以下の通りとする。

- (1) 主任講師： 次の全てに該当する者

- ① Aの①及び②に該当する者
- ② Bの①に該当する者
- (2) 講師：次の全てに該当する者
  - ① Aの①又は②に該当する者
  - ② Bの②に該当する者

講師の資格及び活動条件	
A	①演奏グレード：音楽能力検定（ヤマハ・カワイ等）のピアノ等の演奏グレード5級以上の者 ②指導グレード：音楽能力検定（ヤマハ・カワイ等）の指導グレードが5級以上の者
B	①自治体、病院、福祉施設等において年間24回以上の音楽療育活動（ボランティアを含む）を2年以上継続している者 ②自治体、病院、福祉施設等において年間8回以上の音楽療育活動（ボランティアを含む）を2年以上継続している者

## 8 事業の評価

- (1) 令和4年3月改正「介護予防マニュアル【第4版】」に従い、適切に行うこと。
- (2) プログラム実施前後の結果を十分に分析するとともに、本事業の課題や改善策についても検討し、市に対して具体的な提案を行うこと。

## 9 記録の作成等

事業終了後の実績に関する資料

- (1) 事業実績報告書（プログラムの概要、実施場所、実施回数、参加実人数、参加延べ人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）
- (2) 編纂、提出方法
 

紙資料にて製本した状態で全体事業報告書を提出し、入力データを市が求める場合はCD-R等へ保存し、提出すること。
- (3) 各月の実績報告書を教室開催の翌月10日までに提出し、事業全体終了後の30日以内に総評等の実績報告書を提出すること。

## 1 0 安全管理等

- (1) 事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。
- (2) プログラム実施にあたり必要な傷害保険に加入し、その証券の写しを契約時に市に提出すること。
- (3) 教室各会場において、A E Dの設置場所、使用方法を確認しておき、適切に使用できる体制を整えておくこと。
- (4) 万一事故が発生した場合は、速やかに必要な措置をとり、市に報告すること（報告書様式は任意）。
- (5) 利用者の身体状態に気を配り、適切な実施に努め、安全管理を徹底すること。
- (6) 事業実施にあたっては、感染症対策を講じること。

## 1 1 損害の補償

事業の実施にあたり、利用者及び第三者等へ損害を与えた場合は、事業者の負担とする。

## 1 2 個人情報保護とセキュリティ対策

鳥栖市個人情報保護条例を遵守すること。個人情報の取り扱いには慎重を期し、業務に関する事項及び業務上知り得た秘密を他人には漏らしてはならない。また、業務終了後においても同様とする。

## 1 3 その他

- (1) 善良なる管理者の注意義務を怠らないこと。
- (2) この業務仕様書に定めのない事項並びに業務仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議の上決定する。
- (3) 事業開始前に、従事者名簿、資格証の写し、傷害保険証券の写し、安全マニュアル、参加者配布資料、教室計画書を市に提出すること。
- (4) 実施した事業の報告内容の記録について、事業終了後5年間は保管しておくこと。

- (5) この契約の実施にあたり、特段の事情により、実施回数等の変更、又は利用者の大幅な減少等の事態が生じたときは、市及び事業者双方協議の上、解決するものとする。
- (6) 事業内で参加者に配布する資料については、事前にデータもしくは紙資料にて市に提出すること。